

決算公告

(電子公告)

第1期 (2025年5月1日から2026年3月31日まで)

2026年6月26日

石川県金沢市浅野本町一丁目10番10号

株式会社A S A N O

代表取締役社長 平瀬 智樹

会社法第440条第1項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	659,880	流動負債	619,123
現金及び預金	172,440	買掛金	309,870
売掛金	273,684	リース債務	2,654
商品	39,850	未払金	14,471
前払費用	8,196	未払費用	13,575
その他	166,024	未払法人税等	1,010
貸倒引当金	△316	前受収益	259,872
固定資産	1,847,749	賞与引当金	17,467
有形固定資産	246,961	預り金	84
建物及び構築物	39,080	その他	116
土地	201,350	固定負債	1,862,524
工具、器具及び備品	192	長期借入金	1,204,090
リース資産	9,480	リース債務	7,341
減価償却累計額	△3,141	退職給付引当金	118,614
無形固定資産	1,048,920	長期未払金	30,909
のれん	1,031,470	長期前受収益	501,564
ソフトウェア	0	負債合計	2,481,648
借地権	17,450	(純資産の部)	
投資その他の資産	551,866	株主資本	25,981
出資金	193	資本金	50,000
繰延税金資産	424,462	資本剰余金	—
敷金	7,635	資本準備金	—
差入保証金	119,576	利益剰余金	△24,018
		その他利益剰余金	—
		繰越利益剰余金	△24,018
		純資産合計	25,981
資産合計	2,507,629	負債純資産合計	2,507,629

損益計算書の当期純損益金額

当事業年度の損益計算書に表示した当期純損益金額は、次のとおりであります。

当期純損失	24,018 千円
-------	-----------

(注) 会社計算規則第 136 条第 1 項第 8 号に基づき、当期純損益金額を記載しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・商品……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、2025 年 7 月 1 日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物及び構築物 2 年～17 年
 - 工具、器具及び備品 2 年～6 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア……自社利用のものは社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・その他の無形固定資産……定額法によっております。
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品の販売

商品の販売には、歯科商材等の販売等が含まれます。原則として商品の引渡時点にて顧客が当該商品に対する支配を獲得することにより、履行義務が充足されると判断し、通常は引渡時点で収益を認識しております。また、取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② サービスの提供

サービスの提供には、保守サービスが含まれます。当該サービスの提供については、履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき算定しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却については、14年間の均等償却を行っております。

(注記事項)

1. 本電子公告は、会社法第440条第1項の規定に基づき掲載するものです。
2. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 上記計算書類は、監査役の監査を受けております。
4. 当社は、公開会社及び会計監査人設置会社のいずれにも該当しないため、会社計算規則第98条第2項第1号により、継続企業の前提に関する注記、貸借対照表に関する注記、税効果会計に関する注記、関連当事者との取引に関する注記、一株当たり情報に関する注記及び重要な後発事象に関する注記は、当事業年度に係る個別注記表への記載を要しておらず、本決算公告においても記載を省略しております（会社計算規則第136条第1項）。